

徳島市総合事業説明会質問事項(平成28年6月16日・17日開催分)

No.	質問事項	回答
1	基本チェックリストの内容はどんなもの？	平成27年6月5日付老発0605第5号介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて(厚生労働省老健局長通知) http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/0000088520.pdf の61ページにおいて示されているものと 同じです。
2	総合事業も契約になるんですか？ 契約書、重要事項、利用料金等の説明は必要？ どんな内容？	<p>◆現行の訪問・通所介護相当 契約になります。 現在の介護予防事業と同様の契約書、重要事項説明書等を作成し、説明して同意を得る必要があります。(みなし指定を受け る事業所について、移行の際に上記の書類を丸々作り直してもらうのか、利用内容や料金に変更がない場合は変更内容を記載 した説明書を用いて説明し同意を得ることで可とするのかは検討中です。)</p> <p>◆通所型サービスC(短期集中予防サービス) 徳島市と事業所との委託契約により事業を実施いただくこととなります。 具体的な事業内容としては、基本チェックリストで事業対象者とされた方及び要介護認定において要支援認定を受けた方を対 象に、保健・医療の専門職により提供される支援として、次の事業を実施していただきます。 ・運動器の機能向上プログラム…週1回 3ヶ月間 1時間30分/回 利用定員:30名 ・栄養向上プログラム…月1、2回(全6回) 3ヶ月間 30分～1時間/回 利用定員:10名 ・口腔機能の向上プログラム…月1回 3ヶ月間 30分～1時間/回 利用定員10名 機能向上に向けた3ヶ月間の具体的な取り組み内容については、徳島市が定めた基準に準じることとし、事故発生時の対応等 については、国及び市が定める遵守事項を満たしていただく必要があります。 なお、実施期間は、4月、7月、10月、1月スタートの4期とする予定です。各事業所における開催時間や曜日については、事業 所の提案に応じることができます。 また、現在のところ、利用料金は徴収しない方針です。(ただし、送迎については実費負担が必要です。)</p>
3	事業の内容や定員、利用時間などは、各事業所が 決めていいのですか。	<p>◆現行の訪問・通所介護相当 みなし指定を受けて現行の予防給付に相当するサービスを行う場合は、基準は現行の予防給付と同じとなります。したがって、 事業の内容は基準のとおり、定員及び利用時間はこれまでどおり各事業所で設定していただくこととなります。</p> <p>◆通所型サービスC(短期集中予防サービス)については、問2をご参照ください。</p>
4	保険料の滞納で給付制限の措置を受ける場合、介 護保険の利用者負担は3割ですが、事業対象者は どうなるのでしょうか？	<p>現在のところ検討中です。 サービスの内容や利用にかかわらず、介護保険料は介護保険制度の貴重な財源であると認識し、未納により給付制限を受ける ことがないよう、御理解と御協力をお願いします。</p>

No.	質問事項	回答
5	通所型サービスCはどのくらいの期間を想定？利用を決定するには何か会議が必要？	<p>期間については3ヶ月間を予定しています。</p> <p>通所型サービスCの利用においても、要介護認定における要支援者の方で介護予防給付を受けられる方は「介護予防サービス計画」、要支援者の方で総合事業のみ利用される方及び基本チェックリストにおける事業対象者の方は「介護予防ケアマネジメント」に基づき、地域包括支援センターでケアプラン原案を作成いただいた後、サービス担当者会議、本人への説明・同意等の手順を経てサービス利用が決定されることになります。</p>
6	予防訪問介護にはできること、できないことなどがあるが、総合事業の相当訪問介護でできることの制約があるかどうか。	<p>現行の内容と同じ予定です。</p>
7	通所型サービスCはどこがどのように開催して評価をするのか。利用は年に1回なのか。それとも評価によっては継続利用できるものであるのか。	<p>通所型サービスCは、徳島市からの委託を受けた事業所が3ヶ月を1クールとして実施する予定です。</p> <p>事業の評価については、国のガイドラインに示されているとおり「地域包括支援センターが、利用者にサービス事業による支援が実施されている間、必要に応じて実施状況を把握し、目標との乖離が見られた場合には、再度、ケアプランを作成することになるが、順調に進行した場合には事業を終了し、本人との面接等により評価を行う」ことを予定しています。</p> <p>なお、利用は年に1回を上限とする予定です。</p>
8	相当サービスにおいて、日数、回数の制限はあるかどうか。	<p>現在のところ検討中です。</p>
9	8ページの一般介護予防事業の①介護予防把握事業④一般介護予防事業評価事業が「新」となっておりますが、どのようなことをするのか具体的に教えて頂ければ。	<p>①介護予防把握事業については、次に掲げる方法等により、地域の実情に応じ、効果的かつ効率的に収集した情報等を活用し、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、住民主体の介護予防活動へつなげていくことを想定しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問活動を実施している保健部局との連携による把握 ・民生委員等地域住民からの情報提供による把握 ・地域包括支援センターの総合相談支援事業との連携による把握 ・本人、家族等からの相談による把握 ・特定健康診査等の担当部局との連携による把握 他 <p>④一般介護予防事業評価事業は、現在のところ「元気高齢者づくり事業」について、事前事後の体力測定、分析のほか、主観的健康観を含むアンケート調査の実施などにより、事業評価を行い、効果的かつニーズに応じたサービス提供につなげることを想定しています。</p>

No.	質問事項	回答
10	総合事業に関する資料が膨大にありますが、どこを主に読めばいいでしょうか。	<p>全て重要ですが、特に、厚生労働省発行の「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン」(平成27年6月5日付老発0605第5号厚生労働省老健局長通知)と、「介護予防・日常生活支援総合事業に係るQ&A」は必ず通読ください。いずれも厚生労働省HP(http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000074126.html)に掲載されています。</p> <p>また、請求書の記載等については、国民健康保険中央会HP (http://www.kokuho.or.jp)をご参照ください。</p>
11	従来の介護予防サービス計画と総合事業の介護予防ケアマネジメントの内容はどのように違うのか、もう少し詳しく教えて欲しい。	<p>介護予防サービス計画は従来の要介護認定における要支援認定者が介護保険サービスと総合事業の両方を利用する際に作成するサービスの利用計画であり、介護予防ケアマネジメントは要支援者であっても総合事業しか利用しない(介護保険サービスは利用しない)者と基本チェックリストによる事業対象者を対象に、総合事業におけるサービスの利用計画を作成するものです。</p> <p>介護予防ケアマネジメントにはA、B、Cの3種類がありますが、平成29年度からの徳島市総合事業においてはケアマネジメントAのみの運用を予定しており、これは、従来の介護予防サービス計画と同様に、アセスメントによってケアプラン原案を作成し、サービス担当者会議を経てプランが決定するものです。</p> <p>介護予防サービス計画と介護予防ケアマネジメントの作成依頼書は全く同じ内容となる予定ですが、介護予防サービス計画の作成費用は介護予防支援費として国保連から支給されるのに対し、介護予防ケアマネジメントの作成費用は介護予防ケアマネジメント費として市町村から支給されることになります。</p> <p>なお、従来の介護予防サービス計画と同様、介護予防ケアマネジメントについても、基本的に地域包括支援センターが実施するものとなりますが、地域包括支援センターから指定居宅介護事業所に対する委託も可能とする予定です。</p>
12	訪問事業所は今まで介護予防サービス計画書を作成していたが、総合事業になった場合、今まで通りでよいのか？	<p>現行の内容と同じ予定です。</p>
13	平成27年4月以前に介護予防サービスの指定を受けている事業所は、平成29年4月以降も現在と同等のサービスが提供できると把握したのですが、それで良いのでしょうか？	<p>お見込みのとおりです。</p> <p>平成30年3月31日まではみなし指定となり、現行の予防給付に相当するサービスを提供することが可能です。</p> <p>なお、平成30年4月1日以降も事業を実施する場合は、指定更新が必要となります。</p>
14	生活支援コーディネーターとはどのような活動をされているのでしょうか？	<p>生活支援コーディネーターは、高齢者の生活支援等サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、①生活支援の担い手の養成、②関係者のネットワーク化、③ニーズとサービスのマッチングを行うこととされています。</p> <p>徳島市では平成29年度中に設置する予定としています。</p>

No.	質問事項	回答
15	現在、住民主体の介護予防、生活支援を提供している団体をどの程度把握されているのでしょうか？あれば公表して頂けるのでしょうか？	住民主体の介護予防として、元気高齢者づくり事業の協力NPO法人である4団体(どリーまあサービス、大きなエプロン、医療と福祉をつなぐ会、まごころサービス徳島センター)があります。その他の活動団体については、現在調査中です。調査結果については、必要に応じて公表します。
16	基本チェックリストはどこで見れますか？	問1をご参照ください。
17	今後の少子高齢化社会を見すえたら、総合事業のひとつとして「例として」要支援1の80才、独居(軽認知症状あり)、デイ利用を7回/週を認め(食費のみ実費)、計画上(介護保険の上限内)は2回/週入浴(帰りに夕食配)等は事業所の方針で独居高齢者を支える事業は、今後認められると解釈しても良いか？(地域包括ケアとして)(A2とかA6の(独自)等)	本市が平成29年4月から実施を予定している介護予防・生活支援サービス事業は指定事業者による現行の訪問介護相当及び現行の通所介護相当サービス、多様なサービスのうち通所型サービスC(短期集中予防サービス)、介護予防ケアマネジメントのみであり、国ガイドラインによれば、「要支援者が、総合事業を利用する場合には、引き続き給付に残されたサービスを利用しつつ、総合事業のサービス(指定事業者のサービス)を利用するケースが想定されることなどから、予防給付の支給限度額の範囲内で、給付と事業を一体的に給付管理する。介護予防ケアマネジメントにおいては、指定事業者によるサービス以外の多様なサービス等の利用状況なども勘案してケアプランを作成することが適当である。一方で事業対象者については、指定事業者のサービスを利用する場合にのみ、原則給付管理を行う。」とされています。今後、事業が拡大していく中で、住民主体による支援としての通所型サービス等が開始される際には、お尋ねのケースについても検討を進めていくこととなりますが、現時点においては未定です。
18	地域で支えあう活動としての、介護保険とのコラボ事業は、市として認めていく方向にありますか？	今後、事業拡大の方向で検討を進めていく予定です。
19	基本チェックリスト該当者(事業対象者)について具体例を挙げて、教えてください。	調査項目及び判定基準については、ガイドラインP61～P64をご覧ください。基本チェックリストによる判定は、徳島市介護・ながいき課の窓口及び徳島市地域包括支援センターにおいて実施することを予定しています。国のガイドライン及びQ&Aによれば、 <u>事業対象者は、要支援者に相当する状態等の者を指しており、要支援者のほかに基本チェックリストにより事業対象者に該当したものを第1号事業の対象者とする理由は、簡便に迅速なサービス利用を可能にするためであり、要支援より軽度の者まで対象にすることは想定していないとされているため、この内容を踏まえ、適切に判定・サービスにつなげていくこととしています。</u>

No.	質問事項	回答																												
20	<p>住宅型老人ホームの入居者の方が利用されています。県外の住所の方もいらっしゃいます。移行以後、現在利用されている方や県外等に住所がある方は、利用できるのでしょうか。</p>	<p>介護保険被保険者証の記載内容によって、住所地特例者にかかる総合事業サービスの取扱いは次のとおり区分されます。</p> <table border="1" data-bbox="818 371 2092 947"> <thead> <tr> <th></th> <th>保険者</th> <th>住所地</th> <th>住所地特例</th> <th>取扱い</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>徳島市</td> <td>徳島市内の住所</td> <td></td> <td>基本チェックリスト実施: 徳島市 総合事業サービスの提供: 徳島市 要介護・要支援の認定申請: 徳島市</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>徳島市</td> <td>他市町村の住所地特例施設の住所</td> <td>住所地特例者</td> <td>基本チェックリスト実施: 他市町村 総合事業サービスの提供: 他市町村 要介護・要支援の認定申請: 徳島市</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>他市町村</td> <td>徳島市の住所地特例施設の住所</td> <td>他住所地特例者</td> <td>基本チェックリスト実施: 徳島市 総合事業サービスの提供: 徳島市 要介護・要支援の認定申請: 他市町村</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>他市町村</td> <td>他市町村内の住所</td> <td></td> <td>基本チェックリスト実施: 他市町村 総合事業サービスの提供: 他市町村 要介護・要支援の認定申請: 他市町村</td> </tr> </tbody> </table>					保険者	住所地	住所地特例	取扱い	1	徳島市	徳島市内の住所		基本チェックリスト実施: 徳島市 総合事業サービスの提供: 徳島市 要介護・要支援の認定申請: 徳島市	2	徳島市	他市町村の住所地特例施設の住所	住所地特例者	基本チェックリスト実施: 他市町村 総合事業サービスの提供: 他市町村 要介護・要支援の認定申請: 徳島市	3	他市町村	徳島市の住所地特例施設の住所	他住所地特例者	基本チェックリスト実施: 徳島市 総合事業サービスの提供: 徳島市 要介護・要支援の認定申請: 他市町村	4	他市町村	他市町村内の住所		基本チェックリスト実施: 他市町村 総合事業サービスの提供: 他市町村 要介護・要支援の認定申請: 他市町村
	保険者	住所地	住所地特例	取扱い																										
1	徳島市	徳島市内の住所		基本チェックリスト実施: 徳島市 総合事業サービスの提供: 徳島市 要介護・要支援の認定申請: 徳島市																										
2	徳島市	他市町村の住所地特例施設の住所	住所地特例者	基本チェックリスト実施: 他市町村 総合事業サービスの提供: 他市町村 要介護・要支援の認定申請: 徳島市																										
3	他市町村	徳島市の住所地特例施設の住所	他住所地特例者	基本チェックリスト実施: 徳島市 総合事業サービスの提供: 徳島市 要介護・要支援の認定申請: 他市町村																										
4	他市町村	他市町村内の住所		基本チェックリスト実施: 他市町村 総合事業サービスの提供: 他市町村 要介護・要支援の認定申請: 他市町村																										